

答 申 第 53 号

**三重県情報公開・個人情報保護審査会
答申**

令和 3 年 5 月

三重県情報公開・個人情報保護審査会

1 審査会の結論

実施機関が行った決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、開示請求者が令和 2 年 7 月 30 日付けで三重県情報公開条例（平成 11 年三重県条例第 42 号。以下「条例」という。）に基づき行った「特定農協の産業廃棄物処理施設における家畜糞の搬入量と処理量が分かる資料」についての開示請求（以下「本請求」という。）に対し、三重県知事（以下「実施機関」という。）が、令和 2 年 8 月 13 日付けで行った公文書部分開示決定（以下「本決定」という。）について取消しを求めるというものである。

3 本件対象公文書について

本決定のうち、本件審査請求の対象となっている公文書（以下「本件対象公文書」という。）は、特定の農業協同組合（以下「本件法人」という。）が実施機関に提出した令和元年度における産業廃棄物処分状況報告書である。このうち、実施機関が非開示とした情報は、処理後の産業廃棄物処理状況における、製品の売却単価である。

4 審査請求の理由

審査請求書、反論書及び意見陳述における審査請求人の主張を要約すると、概ね次のとおりである。

製造された堆肥の販売価格（売却価格）は、既に公になっている情報である。インターネットでは、堆肥の市場価格（売却価格）は公表されている。どこの農協でも堆肥を商品として販売しており、販売価格は販売市場における公知の事実である。無償で堆肥を譲渡しているのであれば、不要物の無償譲渡であり、堆肥の名のもとに不要物である廃棄物を無償譲渡により処理していることに他ならない。

したがって、本決定は、当該部分を開示すべきであり、取り消されるべきである。

5 実施機関の説明要旨

実施機関の主張を総合すると、次の理由により、本決定が妥当というものである。

条例第 7 条第 3 号が規定する法人情報であるとした当該非開示部分は、製造された堆肥の販売に関する「売却単価」であり、公にすることにより、本件法人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報であり、本号ただし書には該当しない情報で

あるため非開示とした。

再生品である堆肥の売却価格は、インターネット等で公になっているものではなく、時期や量によって変動していくものと認識をしており、また、この製品について、環境や衛生上特に悪影響を及ぼしているという事実は存在しないため、公益上の開示をする必要はないと判断した。

6 審査会の判断

(1) 基本的な考え方

条例の目的は、県民の知る権利を尊重し、公文書の開示を請求する権利につき定めること等により、県の保有する情報の一層の公開を図り、もって県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民による参加の下、県民と県との協働により、公正で民主的な県政の推進に資することを目的としている。条例は、原則公開を理念としているが、公文書を開示することにより、請求者以外の者の権利利益が侵害されたり、行政の公正かつ適正な執行が損なわれたりするなど県民全体の利益を害することのないよう、原則公開の例外として限定列挙した非開示事由を定めている。

(2) 条例第7条第3号（法人情報）の意義について

本号は、自由主義経済社会においては、法人等又は事業を営む個人の健全で適正な事業活動の自由を保障する必要があることから、事業活動に係る情報で、開示することにより、本件法人等又は個人の競争上の地位その他正当な利益が害されると認められるものが記録されている公文書は、非開示とすることができると定めたものである。

しかしながら、法人等に関する情報であっても、事業活動によって生ずる危害から人の生命、身体、健康又は財産を保護し、又は違法若しくは不当な事業活動によって生ずる支障から県民等の生活・環境を保護するため公にすることが必要であると認められる情報及びこれらに準ずる情報で公益上公にすることが必要であると認められるものは、ただし書により、常に開示が義務づけられることになる。

(3) 条例第7条第3号（法人情報）本文の該当性について

実施機関が、本決定において本号に該当するとした非開示部分は、本件法人が製造した堆肥の売却単価である。この情報については、本件法人の営業に関する情報であり、開示した場合、競合他社等が容易に本件法人の営業上の情報を入手することが可能となり、対抗的な事業活動が行われるなど、本件法人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められることから、本号に該当する。

(4) 条例第7条第3号（法人情報）ただし書八の該当性について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）は、廃棄物の

排出の抑制、適正な再生、処分等を行い、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とした法律であるが、廃棄物のうちでも、産業廃棄物は、排出量が多量で危険物等が含まれる場合があり、その不法投棄事件も発生していたこと等から、同法は、排出事業者が産業廃棄物の最終処理の責任を負わせ、基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われた場合において、生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるときは、当該収集、運搬又は処分を行った者に必要な改善・措置を講ずべきことを命ずることができ、措置命令に従わなければ、生活環境の保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがある場合には、都道府県知事は、自らその支障の除去等の措置の全部又は一部を講ずることができることとなっている。

これは、産業廃棄物の処理は社会にとって必要不可欠な事業であるが、何らの規制を加えることなく自由競争に委ねるならば、同事業が適正に行われぬ場合もあり得るものであり、県民等の健康・生活等へ重大な影響を及ぼすなど、取り返しのつかない事態になるのを避けるため、同法で排出事業者等の責任を定め、処理に関する責任・権限の所在も確保したものと解することができる。

さらに、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（以下「家畜排せつ物法」という。）は、家畜排せつ物の処理の高度化を図るための施設の整備を計画的に促進する措置を講ずることにより、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進を目的とした法律であるが、同法は、家畜排せつ物の処理又は保管の用に供する施設の構造設備及び家畜排せつ物の管理の方法に関し畜産業を営む者が遵守すべき管理基準を設け、違反した場合には都道府県知事は行政指導や処分を行うことができるとしている。

一方、本号ただし書八は、法人に関する情報であっても「公益上公にすることが必要であると認められるもの」については公開の対象となる旨規定している。これは、法人に関する情報には、本件法人の利害関係を超えて、県民生活に少なからざる影響を与え、又は与え得ることがあり、公益上公開するのが相当であると考えられるものがあるが、その場合には、公益と一方これを公開されることによる法人の不利益とを比較衡量した結果、なお公益の方が大とされたものを、本号の例外として公開の対象とする旨定めたものである。

堆肥の売却単価については、廃棄物としての排せつ物の処理に係る情報であることは否定できないが、法人の経済活動における取引上の情報という側面を強く有するものである。また、実施機関が主張するように、本件法人の営業に関する情報であって営業上の秘密の核心をなすものであり、開示されることにより、競合他社等による対抗的な事業活動が行われる等、本件法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることは十分に理解できる。

廃棄物処理法及び家畜排せつ物法の趣旨や制定経緯から鑑みて以上を踏まえると、開示されることによる県民等の公益は、非開示により保護されるべき法人の利益を優

越すとまでは認められない。

したがって、これらの情報は、本号ただし書八には該当せず、非開示とした実施機関の決定は妥当である。

(5) 結論

よって、主文のとおり答申する。

7 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙 1 審査会の処理経過のとおりである

別紙 1

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
R 2 . 1 0 . 1 4	・ 諮問書及び弁明書の受理
R 2 . 1 0 . 1 6	・ 実施機関に対して、対象公文書の提出依頼
R 2 . 1 0 . 2 0	・ 実施機関を経由して審査請求人からの反論書の受理
R 2 . 1 1 . 6	・ 実施機関に対して、意見書の提出依頼 ・ 審査請求人に対して、意見書の提出依頼及び口頭意見陳述の希望の有無の確認
R 3 . 1 . 2 7	・ 書面審理 ・ 審査請求人の口頭意見陳述 ・ 実施機関の補足説明 ・ 審議 (令和2年度第6回第2部会)
R 3 . 2 . 2 6	・ 実施機関の補足説明 ・ 審議 (令和2年度第7回第2部会)
R 3 . 3 . 2 4	・ 審議 (令和2年度第8回第2部会)
R 3 . 4 . 2 8	・ 審議 (令和3年度第1回第2部会)
R 3 . 5 . 2 6	・ 審議 ・ 答申 (令和3年度第2回第2部会)

三重県情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	役 職 等
会長 (第一部会部会長)	高 橋 秀 治	三重大学人文学部教授
会長職務代理者 (第二部会部会長)	岩 崎 恭 彦	三重大学人文学部准教授
委 員	内 野 広 大	三重大学人文学部准教授
委 員	川 本 一 子	弁護士
委 員	仲 西 磨 佑	司法書士
委 員	片 山 眞 洋	三重弁護士会推薦弁護士
委 員	坂 口 知 子	税理士
委 員	山 崎 美 幸	(株)百五総合研究所 主任研究員

なお、本件事案については、印を付した会長職務代理者及び委員によって構成される部会において調査審議を行った。